




仮設トイレの確保・し尿回収

仮設トイレの確保・し尿回収

当時の状況

- 震災の影響で、石川県内16市町の最大約11万戸で断水が発生（断水期間は長い地域で5カ月）
- そのため、仮設トイレを被災事業所等に設置し、**1.し尿回収**を回収事業者に要請したが、一部の回収事業者を除いては自治体から避難所等を優先するよう指示されていたため、自治体との調整が必要となった。数日後、県をはじめとする自治体の調整の結果、電力復旧事業者も避難所等と同等に見なされ、回収事業者によるし尿回収が実施された
- 仮設トイレの手配は、被災事業所（発電所を含む）や復旧作業員が宿泊するホテルや民宿、他電力応援の作業拠点等に、レンタル資機材の協定先から、随時**2.仮設トイレを調達・設置**した（最大23箇所、88基）
- なお、断水は長期間に亘ったが、その間の**3.仮設トイレの維持管理**（点検、清掃、紙・水等の補充等）を被災事業所の社員が対応

主な対応

 1.し尿回収 ➡P2-3 1-1.し尿回収の調整・実施
 2.仮設トイレの調達・設置 ➡P2-3 2-1.災害時協定先および協定先以外からの調達・設置
 3.仮設トイレの維持管理 ➡P4-5 3-1.点検、清掃、消耗品補充（水・紙）



設置した仮設トイレ



し尿回収の様子



1 し尿回収

1-1. し尿回収については未検討
(地元の回収事業者へ要請すれば、回収してもらえるものと思い込み)

被災地のし尿回収事業者に要請

一部を除いて受託困難
(市町から避難所の回収を優先するよう指示されているため)
市町(発注者)に確認してほしいとの回答

発生市町以外への持ち出しは法令上不可

し尿回収遅れの虞

市町にし尿回収を要請

市町単独での対応に限界 県との調整が必要との回答

県と市町で調整

POINT

県および市町は、経産省からの働きかけもあり、電力復旧事業者も避難所と同等に見なし、し尿回収を実施

大規模災害時のし尿回収の確実な実施

2 調達・設置

2-1. 大手レンタル事業者と災害時における仮設トイレの借用・設置の協定を締結
(当社管内1社、管外1社と締結)

協定先(管内1社)に対し仮設トイレを要請し設置(当初は被災事業所が中心)

特定事業所で、復旧作業の本格化に伴い、大量の設置ニーズが発生し、協定先の1社では調達に時間を要することが判明

急な設置ニーズに対応するため、協定先とは別の建築工食用レンタル事業者から追加調達

北陸3県における災害時の仮設トイレ調達体制の強化

3 維持管理

3-1. 仮設トイレの維持管理については未検討

当初は事業所に設置した仮設トイレのみだったため、社員が点検・清掃・消耗品補充等の維持管理を実施

設置場所や設置数が徐々に増加

- 被災事業所
- 宿泊場所(施設・駐車場)
- 復旧作業拠点

被災事業所の業務量が増大し、復旧作業に専念できない

被災事業所の社員が継続実施

(仮設トイレの利用がいつまで続くか見通せず、応援要員の派遣のタイミングを逃した)

被災事業所の業務負担の軽減

凡例：[]は社外相手先

1-1. し尿回収の調整・実施

課題

- 大規模災害時のし尿回収の確実な実施

POINT



- 市町村に対し、今後の大規模災害時におけるし尿回収について、**当社の仮設トイレを含めていただくよう訴求し、同意を得る**
→[各市町村]協議（訴求）中

POINT



対策

- 県に対し、個別市町村に、し尿回収の対応余力がない場合の**広域圏での対応を見据え、し尿回収について、当社の仮設トイレを含めていただくよう訴求し、同意を得る**
→[各県]協議（訴求）中

- 自治体と定期的に連絡調整窓口およびし尿回収の運用を確認し、災害時の対応等を共有
→[各自治体]自治体主催の防災訓練や意見交換会に参加

2-1. 災害時協定先および協定先以外からの調達・設置

課題

- 北陸3県における災害時の仮設トイレ調達体制の更なる強化

対策

- 現行の大手レンタル事業者に加え、急な設置ニーズにも即応できるよう、北陸3県の地元レンタル事業者を予め調査し連絡先等をリストアップ
→災害対応マニュアル（資材班）に記載
- リストアップした事業者から、災害時の優先的な仮設トイレ等の供給に関する同意を得る
→[北陸3県の資機材レンタル事業者]同意を得た事業者と災害時連携協定の締結



1 し尿回収

1-1. し尿回収については未検討
(地元の回収事業者へ要請すれば、回収してもらえるものと思い込み)

被災地のし尿回収事業者に要請
↓
一部を除いて受託困難
(市町から避難所の回収を優先するよう指示されているため)
市町(発注者)に確認してほしいとの回答

発生市町以外への持ち出しは法令上不可

し尿回収遅れの虞
↓
市町にし尿回収を要請
↓
市町単独での対応に限界 県との調整が必要との回答
↓
県と市町で調整

県および市町は、経産省からの働きかけもあり、電力復旧事業者も避難所と同等に見なし、し尿回収を実施

POINT
大規模災害時のし尿回収の確実な実施

2 調達・設置

2-1. 大手レンタル事業者と災害時における仮設トイレの借用・設置の協定を締結
(当社管内1社、管外1社と締結)

協定先(管内1社)に対し仮設トイレを要請し設置(当初は被災事業所が中心)

特定事業所で、復旧作業の本格化に伴い、大量の設置ニーズが発生し、協定先の1社では調達に時間を要することが判明

急な設置ニーズに対応するため、協定先とは別の建築工事前レンタル事業者から追加調達

北陸3県における災害時の仮設トイレ調達体制の強化

3 維持管理

3-1. 仮設トイレの維持管理については未検討

当初は事業所に設置した仮設トイレのみだったため、社員が点検・清掃・消耗品補充等の維持管理を実施

設置場所や設置数が徐々に増加
・被災事業所
・宿泊場所(施設・駐車場)
・復旧作業拠点
↓
被災事業所の業務量が増大し、復旧作業に専念できない

被災事業所の社員が継続実施
(仮設トイレの利用がいつまで続くか見通せず、応援要員の派遣のタイミングを逃した)

被災事業所の業務負担の軽減

凡例：[]は社外相手先

3-1.点検、清掃、消耗品補充（水・紙）

課題

被災事業所社員における仮設トイレ維持管理業務の削減

対策

- 平時の事業所清掃委託事業者に対する災害時の仮設トイレの維持管理委託（受諾確認）
→[現行の清掃委託事業者]受諾の場合、契約内容を変更（仕様の追加）
- 仮設トイレの維持管理委託が可能な清掃事業者を調査し、連絡先等をリストアップする
→[北陸3県の清掃事業者]受託可否の調査
→連絡先等は災害対応マニュアル（資材班）に記載
- 外部委託が困難な場合の、社内応援派遣体制の整備
・ 後方支援者の役割に仮設トイレの維持管理業務を追加
→社内規則（後方支援に関する業務指針）の制定（2025年7月制定）
- 維持管理に関する業務負担の少ない（水循環式等）仮設トイレの確保
→[レンタル事業者]仮設トイレ取扱い品目の調査
→取扱事業者の連絡先等をリスト化し、災害対応マニュアル（資材班）に記載
- リストアップした取扱事業者から、災害時における仮設トイレのレンタル供給に関する同意を得る
→[レンタル事業者]同意を得た事業者と災害時連携協定の締結